

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社のぐち	坂東市辺田 790	2-025009

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和7年9月26日 ～ 令和8年12月25日 (15か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

(株)のぐちの取締役は、坂東市上下水道部下水道課が発注した随意契約の工事に関し、自社に有利になるよう便宜を図った見返りに、同課職員に、現金など約 27 万円相当の金品を渡したとして、令和7年7月8日、水戸区検察庁から贈賄罪で略式起訴され、同日、水戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第2号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 2 次のア、イに掲げる者が茨城県内の県以外の公共機関の職員 に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで 公訴を提起されたとき。 <u>ア 役員等</u> <u>イ 使用人。</u>	逮捕又は公訴を知った日から 15ヶ月以上18ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町 978-6
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)